

2. 保護者用

下記の感染症については、登園停止期間を参考に、かかりつけ医師の診断を受け、保護者の方が登園許可書を記入し園に提出をお願いします。なお、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するようご配慮ください。

病名	登園停止期間	主要症状	潜伏期間
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まるまで	風邪の症状に似ているが、咳が強い。	1～3週間
ウイルス性胃腸炎 (感染症胃腸炎)	医師の判断	嘔吐、下痢の症状が治まり、普通の食事がとれるまで	
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなるまで	喉の痛み、発熱、咳など風邪に似た症状。	2～8日
手足口病	主要症状が強い期間 普通の食事がとれるまで	手足や口の中に水泡状の発疹ができ、やがて潰瘍となる	3～5日
溶連菌感染症	医師の診断	のどの痛み、高熱、嘔吐、腹痛、頭痛、体や手足、舌に発疹	2～7日
ヘルパンギーナ	医師の診断	夏風邪の一種。高熱が2・3日続き、のどの奥に水泡ができる	2～4日
りんご病	医師の診断	両頬や腕に赤い斑点、頬はりんごのようになる。 お尻や太ももにも発疹	1～2週間
伝染性とびひ	主要症状が消えるまで	かゆみのある水泡ができ、あちこちにうつりやすい	2～5日
ヒトメタニューモウイルス	医師の診断	熱がなかなか下がらず咳が続き鼻水が出るなど風邪に似た症状	4～6日
帯状疱疹	発疹が消えるまで	痛みがある部分にできる帯状の赤み、水ぶくれが特徴。	2～3週間
流行性嘔吐下痢症	医師の判断	嘔吐と下痢が主であり、時に下痢が牛乳のように白くなることもある。2～7日でおさまるが脱水症状に注意を要する。	1～3日
インフルエンザ	発症後5日を経過し、解熱後3日を経過するまで	高熱、ぐったりする、嘔吐。下痢等激しい症状の風邪 ※医師の指導のもと、保護者の方が記入し「療養報告書」が必要です	
新型コロナウイルス	治療するまで	※医師の指導のもと、保護者の方が記入し「療養報告書」が必要です	

----- キ リ ト リ -----

登園許可書証明書

さかい保育園園長様

園児名

病名【 】

月 日 ～ 月 日 まで登園停止

医療機関名【 】において

集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

年 月 日 保護者: